

平成29年度 橋処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会
第32回 議事録（要約）

日 時 平成29年5月15日（月） 18時30分 ～ 20時00分

場 所 橋リサイクルコミュニティセンター 2階会議室

1 会長あいさつ

2 議事

(1) 検討協議会委員の変更について

【概要】

事務局から、行政委員の変更について、続いて、会長から市民委員の変更について報告され、了承されました。

(2) 第31回検討協議会議事録の確認

【概要】

事務局から、第31回検討協議会の「議事録」について、内容の確認がされ、了承されました。

【発言要約】

事務局： 【資料説明】

市民委員： 前回、新しい技術等が出た場合に行政として対応可能なのかを確認していただきたいとお願いしたつもりです。議事録では、その点について曖昧なのではないでしょうか。

事務局： 議事録は前回の検討協議会の内容をもとに作成したものです。前回の検討協議会の段階ではまだ明確になっていなかったため、このような形となります。

市民委員： 本日、御回答いただけますか。

事務局： 了解いたしました。

会長： 後程、御説明をお願いします。

3 議題

(1) 橋処理センター解体撤去工事に関わる説明会について

(橋処理センター解体撤去工事説明会について)

【概要】

事務局より、橋処理センター解体撤去工事説明会の資料について説明され、解体撤去工事では、解体作業中に発生する騒音振動について、環境測定を行い現場の管理していく計画であること、また、解体作業による近隣家屋への影響に対する対応、騒音を考慮した解体工法を採用していることが確認され

ました。

アスベスト・ダイオキシン類については、飛散しないよう配慮した計画であることが確認されました。

【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会長： 御質問、御意見ありますでしょうか。

市民委員： 工事期間中、音はどの程度出るのでしょうか。日常生活への影響はあるのでしょうか。

事務局： 環境基準は騒音の基準値が日中は85 dB、振動の基準値は75 dB となります。影響については感覚的なもので個人差があるため一概には言えませんが、定められた基準値を超えないよう作業を進めてまいりたいと思います。

市民委員： 解体作業中に、環境測定の数値をどのように管理し、基準値が上回った場合は、具体的にどのように対応するのでしょうか。

事務局： 騒音振動については、基準値近くなった場合に警報が鳴り、現場代理人に自動的に連絡がいきます。そうなった場合は、一旦作業を停止し、原因調査を行った上で作業再開します。

会長： 解体工事により、生活に影響が出てしまった場合の対応も分かれば、周辺住民も安心していただけると思います。

事務局： 解体作業の前後に近隣の家屋調査を行い、家屋に被害が出た場合は保障や弁済等ができるような体制としています。

会長： 解体作業を行う場合、こういったことが想定されるかはあらかじめ分かるとは思いますがいかがでしょうか。

事務局： コンクリートの解体に関しては、騒音に配慮し、コンクリートを破砕するブレーカ工法は採用せず、粉砕する圧砕工法を採用しています。今回は、地上から上部の解体工事のため、地下部の解体作業は行いませんが、地下部についても、基本的に圧砕工法で進めていく予定です。

市民委員： 支持層はどのくらいの深さでしょうか。

事務局： 平均すると深さ10 m位です。

市民委員： データの検査の際は、現場以外の第三者にも確認を取って下さい。

事務局： 工事監理を行う中で対応します。

会長： アスベスト・ダイオキシン類の測定はどういったもののでしょうか。作業中の負圧集じん機ではどの程度負圧をかけますか。

事務局： 機器を壊す前後に測定を行い、きちんと除染されたことを確認します。作業については、建物の開口部等を目張りし、人の出入りについても2重扉として、大気圧より負圧の状態にして、飛散しないように配慮します。集じん機の仕様は決定していないので、具体的には決まっています。

市民委員： ダイオキシン類については、毒性の強いものもあるので、住民だけでなく現場作業員に対しても十分な安全措置を取り、行政でしっかり監理して下さい。

事務局： 定期的に現場を確認します。

(橋処理センター土壤汚染の現況について)

【概要】

事務局より、橋処理センター土壤汚染の現況の資料について説明され、汚染土壤は敷地内に収まっていると想定されていることが確認されました。

【発言要約】

会長： 御質問、御意見ありますでしょうか。

市民委員： 地下水の測定についてですが、すでに外に流出して、淀みに蓄積されている可能性もあるかと思えます。水系の流れも追って、検査していただけると安心です。

事務局： 今回、土壤汚染が発見された場所は、敷地境界から比較的遠い場所になっており、敷地内に収まっていると想定しています。

4 事務連絡、その他

(1) 新しい技術に関する追加リサーチについて

【概要】

事務局より、資料(参考資料 新しい技術に関する追加リサーチ)を基に報告されました。焼却方式等の変更について、現行の制度では対応が難しいことが確認されました。また、施設内の設備機器等について、システムに支障をきたさないような新しい技術については、取り入れることが可能であることが確認されました。

【発言要約】

事務局： **【資料説明】**

会長： 御意見、御質問ありますでしょうか。

市民委員： 今回のリサーチの結果について、行政として取り入れるなど柔軟に対応できるのでしょうか。できないのであれば、意味のない調査になってしまいます。今後、技術革新などの問題が出た際の行政の対応力は、時代の中で変わるのでしょうか。

事務局： 工事を発注する前段で環境影響評価に関する条例等の手続きを行ってまいりました。焼却方式の変更をする場合は計画のスタートした平成23年まで遡って手続きをやり直さなければなりません。新しい技術については、全国都市清掃会議という組織の中での情報交換により得ておりますが、環境影響評価の条例手続き前にそのような情報があった場合

は、技術調査や導入等の可能性もあります。しかし、手続きが終わった段階での変更は非常に難しいです。

市民委員：可能性があれば議論も必要ですが、可能性のないものはリサーチして別で利用すればよいと思います。

会長：焼却方式選定特別部会には、私も出席し遺漏のないように進めていたはずですが、今回の炭化施設について、機種選定など具体的に挙げて審議していますか。

事務局：審議しています。

会長：炭化施設として検討はしたけれど、今回調査した設備はさらに進化した設備ですよ。さらに費用も抑えられるのではないのでしょうか。

市民委員：審議した当時に、そこまで技術がなかったということで、『進化していく技術の中で、我々がどの段階で採用していくか』ということだと思います。

市民委員：今後、技術発展で良いものが出てきた際に、その技術を取り入れることができるような、柔軟性のある対応について、行政の中で今後検討して下さい。

事務局：今後の課題とします。

副会長：今回の焼却方式については、環境影響評価書及び市民の皆さんの意見をいただいて決定しました。そして、この施設の中に用いる設備機器等については、新しい技術を取り入れていきたいと思います。その際は本協議会で情報提供します。

行政委員：施設内の新しい設備機器等の採用については、発注仕様書にも明記されており、プラントメーカーのシステムに支障をきたさないものについては、取り入れていきたいと思います。

市民委員：新しい施設になった際は、今までに比べてどのように進歩したか等の良くなった点を住民に説明する機会を設けて下さい。

事務局：建設工事につきましては業者選定もこれからですが、ある程度まとまりましたら本検討協議会でも説明させていただき、住民説明会も開催いたします。なお、市民プラザは広域避難場所に指定されておりますが、橘処理センターについても広域避難場所として新たに指定していくための整備を考えています。

市民委員：よろしくをお願いします。

市民委員：新しくなった川崎市の橘処理センターがどのように良くなったかということを住民にアピールして欲しいと思います。

会長：狭い敷地を活用し、住民に対する還元施設等にも配慮した焼却処理施設を計画していることを、説明会の際にも具体的に示していただきたいと思います。

(2) 次回の検討協議会について

【概要】

平成29年度 第33回 検討協議会の日程について、事務局から説明がありました。

【発言要約】

会 長： 次回の検討協議会の日程ですが、建設工事の本契約が12月ということですので、それを考慮した日程にしたいと思います。

事 務 局： 今後解体工事の作業が開始されますと、御報告事項が少なくなりますので、12月末の本契約の御報告も兼ねまして、2月5日に予定を入れさせていただきたいと思います。

会 長： 次回の検討協議会は平成30年2月5日（月）に予定します。本日は、これをもって終了します。

—以上